

# 平成29年度第2回いしかわ森林環境基金評価委員会

## 次 第

平成29年11月14日（火）

### 1 現地視察 13:00～

- ① 環境林整備事業実施林（緩衝帯整備） 金沢市堅田・深谷地区
- ② 環境林整備事業実施林（竹林整備） 津幡町種地区

### 2 評価委員会（県庁14階1407会議室） 15:45～

#### 議事

- （1）平成29年度第1回いしかわ森林環境基金評価委員会の概要説明
- （2）竹林整備に関する現状と課題及び対応策について
- （3）その他

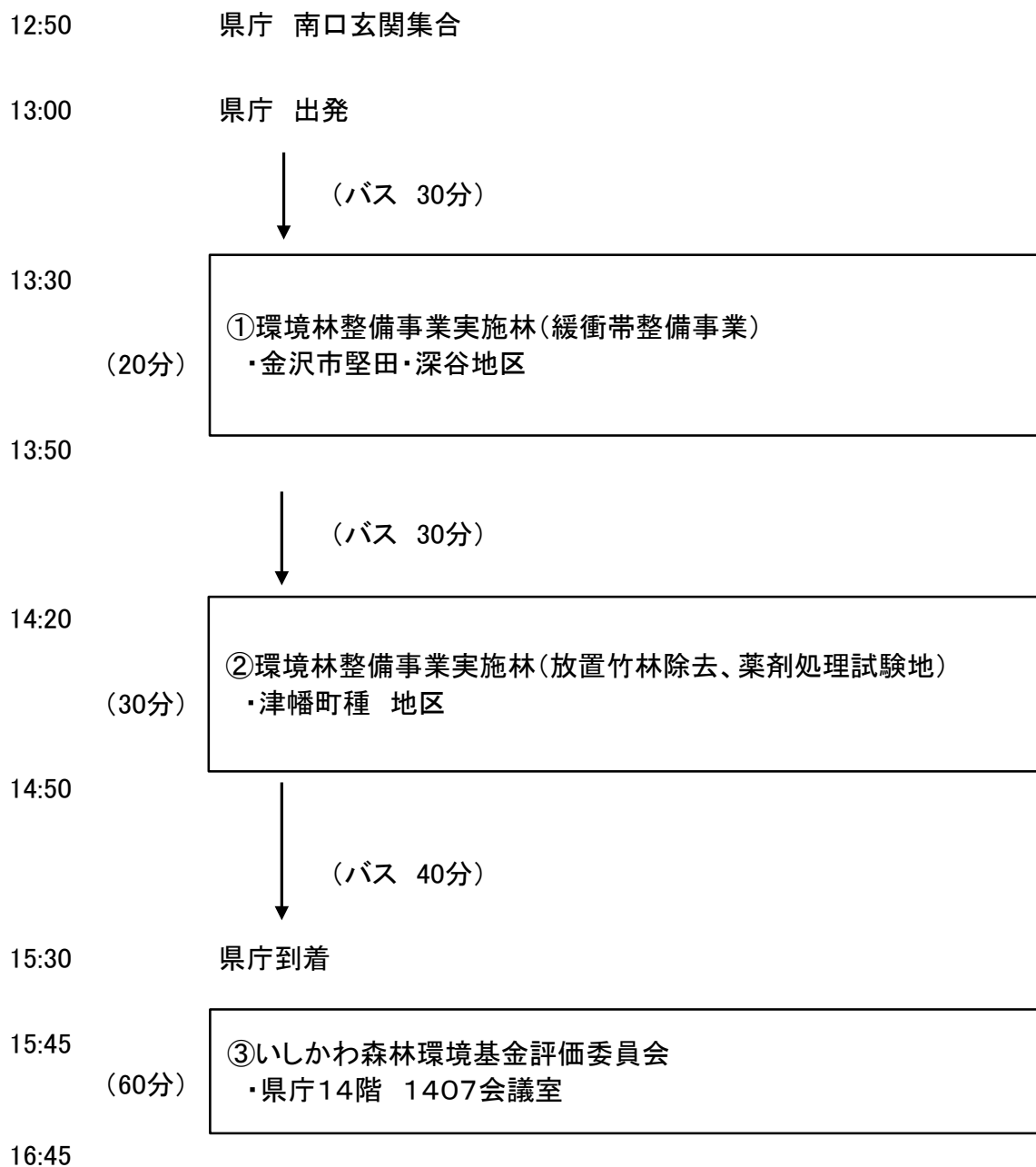
平成29年度第2回いしかわ森林環境基金評価委員会出席者名簿

氏 名	役 職 等	備 考
有川 光造	石川県森林組合連合会相談役	
奥野 美彌子	みらい子育てネット石川県地域活動連絡協議会 会長	欠席
梶 文秋	輪島市長	欠席
田尻 純江	石川県建築士会副会長	
中島 史雄	金沢大学名誉教授・弁護士	
中村 浩二	金沢大学客員教授（名誉教授）	欠席
西野 茂	石川県町会区長会連合会 会長	
能木場 由紀子	石川県婦人団体協議会 会長	欠席
濱上 美知子	石川県商工会女性部連合会 会長	
丸山 利輔	石川県立大学参与	
宮本 外紀	石川県商工会議所連合会専務理事	欠席
山岸 美恵子	石川県社会福祉協議会保育部会 保育士会会長	
(12名)		

(敬称略：五十音順)

# 平成29年度第2回いしかわ森林環境基金評価委員会現地視察日程

平成29年11月14日(火)



## 視察先の概要

### ① 環境林整備事業（緩衝帯整備）

・金沢市堅田・深谷地区

ハード事業では、第三期（平成 29 年度）より過密化した集落周辺の里山林において、森林の見通しを良くする伐採や藪の刈払い等を実施し野生獣との生息域との境界を形成することにより、地域住民の安全・安心な生活を確保することとしている。

この箇所は、大半が 60 年生程度のスギの人工林となっており、林内はスギの下枝が広がり、雑草やササ等の下層植生が繁茂しているため、薄暗く非常に見通しが悪い状況となっていた。このため平成 29 年度にスギの伐採や枝落、下層植生の刈払いを実施した。

→平成 29 年度整備概要

施工内容：下草等の刈払、間伐、枝打ち 計 3.50ha

事業費：1,610,000 円

事業主体：金沢市

### ② 環境林整備事業（放置竹林の除去）

・河北郡津幡町種地区

竹の対策については、第二期（平成 24 年度）より手入れ不足人工林の強度間伐に併せ侵入竹の除去等を行ってきたが、今年度から始まった第三期については、さらに発生源である放置竹林の除去にも取り組んでいるところである。

この箇所は、1 ha あたり約 1 万本の竹（モウソウチク）が繁茂し、林内は暗く、下層植生もほとんど見られない放置竹林で、隣接するスギ人工林にも竹が侵入し始めていたため、今年度、放置竹林の伐採を行ったところである。

なお、今後は再生した竹の刈払いを実施するほか、施行地の一部は林業試験場の試験地となっており、薬剤を使用し竹の再発生の抑制を図っている。

→平成 29 年度整備概要

施工内容：放置竹林の除去等 1.72ha

事業費：3,872,360 円

事業主体：金沢森林組合

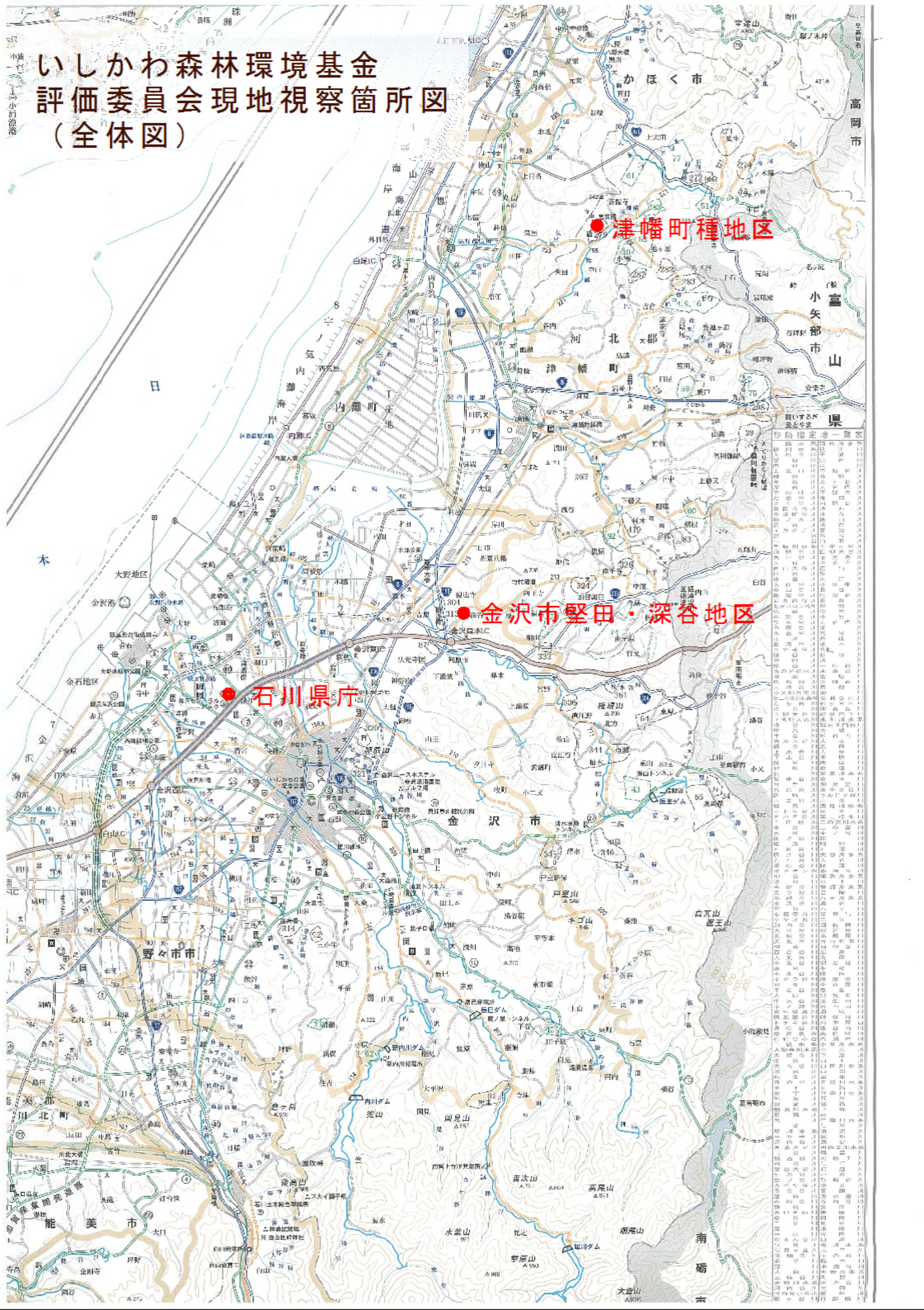
### ③ 薬剤処理試験地

・河北郡津幡町種地区

放置竹林は、竹の本数が多く伐採の翌年以降に再生する竹の刈払いに多くの労力を要することから、林業試験場では薬剤による安全かつ効果的に竹の再生を抑える駆除方法を開発した。

これまでに、小面積での効果が確認されたことから、今回面積を拡大し、上記（②）竹林整備のうち約 1.1ha の地内において試験を実施した。試験では、本年 6 月下旬に竹を伐採し、すべての切株に 1 本当たり 10cc のグリホサート系除草剤（ラウンドアップなど）を注入した。また、薬剤の注入前から 1 か月半後までの 5 回にわたって、区域内の土壌および付近の小川の水を採取し残留濃度を測定し、薬剤が流出していないことが確認された。

# いしかわ森林環境基金 評価委員会現地視察箇所図 (全体図)



いしかわ森林環境基金評価委員会現地視察箇所  
金沢市堅田・深谷地区現地

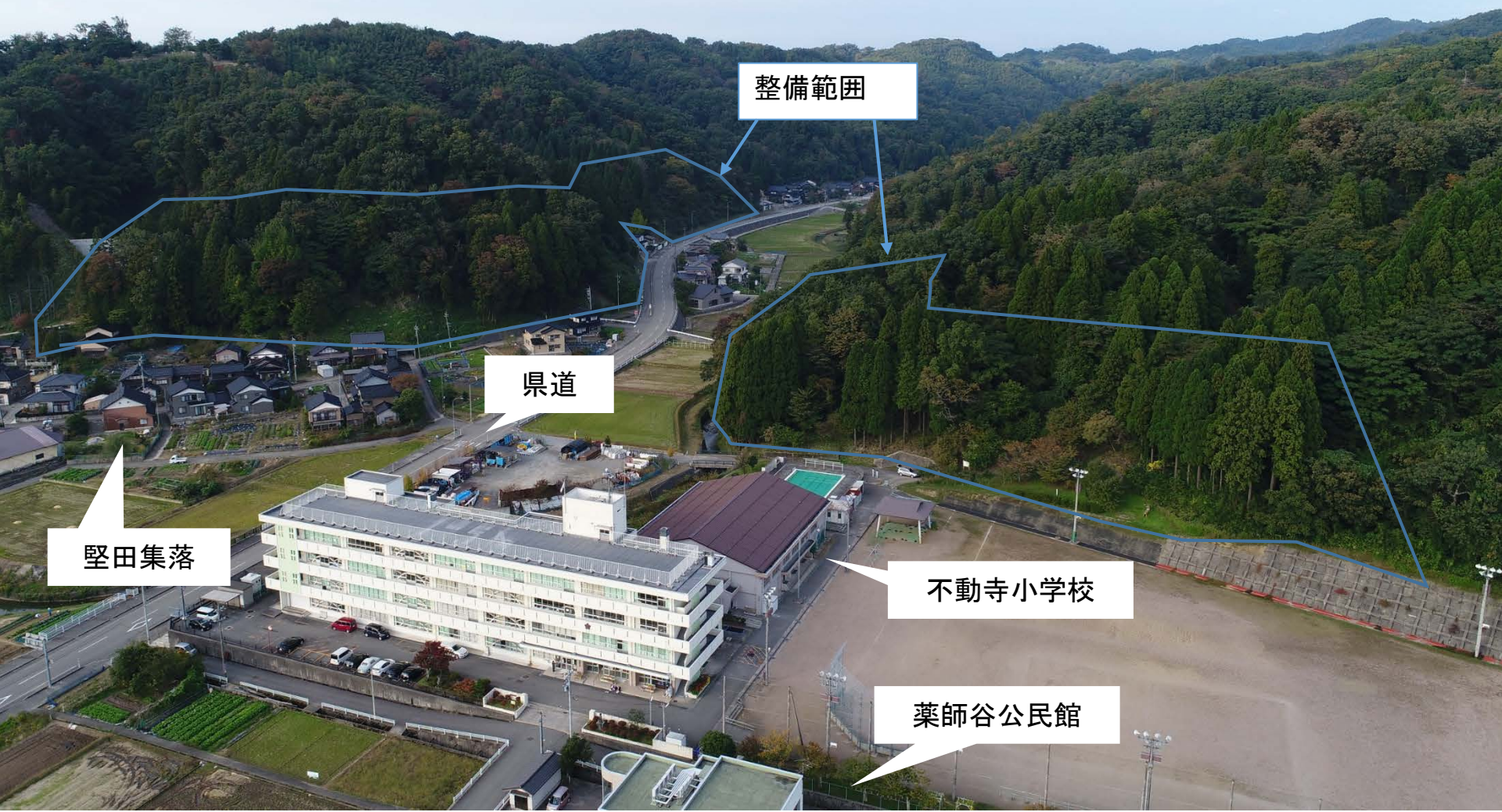
整備範囲

県道

堅田集落

不動寺小学校

薬師谷公民館



いしかわ森林環境基金評価委員会現地視察箇所  
金沢市堅田・深谷地区現地 S=1:2,000

緩衝帯整備  
刈払 A=3.50ha  
間伐 A=0.40ha  
枝打 A=0.50ha



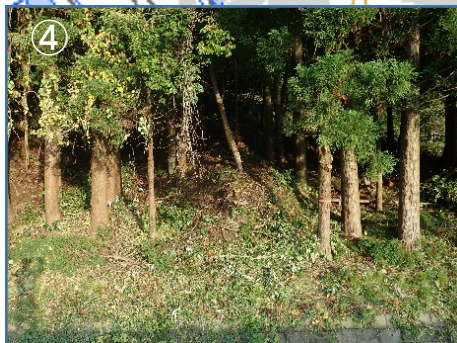
間伐+枝打:0.10ha

間伐+枝打:0.10ha

刈払:2.30ha

特別支援

間伐+枝打:0.20ha



刈払:1.20ha

枝打:0.10ha



柵

金沢森本 I C

200 m

河原市町

いしかわ森林環境基金評価委員会現地視察箇所  
津幡町種地区現地

整備範囲

種地区防災センター

県道

金沢森林組合





いしかわ森林環境基金評価委員会現地視察箇所  
津幡町種地区現地 S=1:700

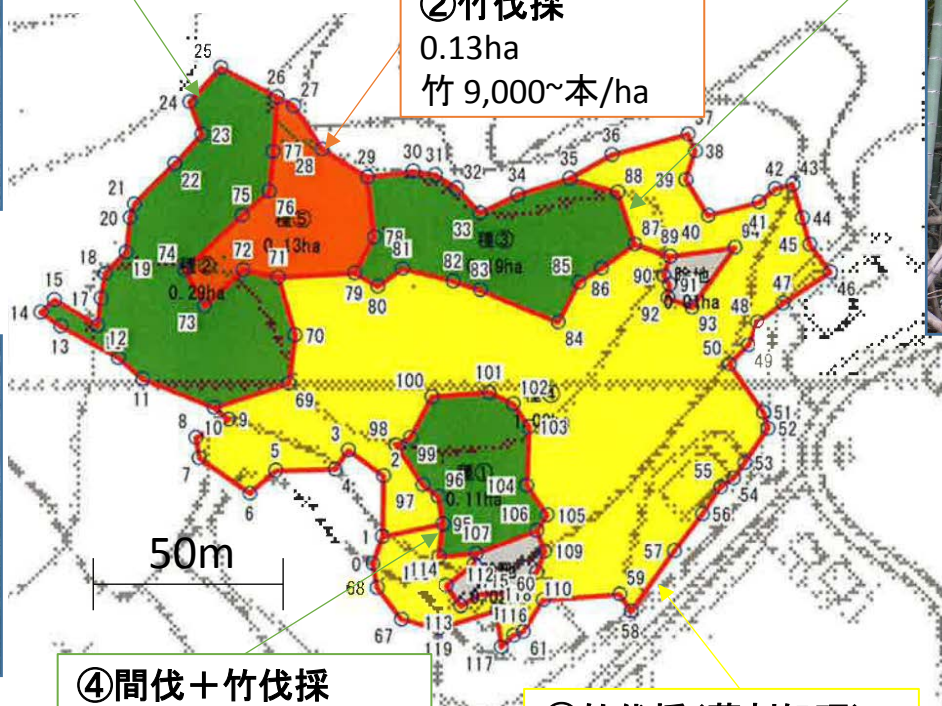
環境林整備事業  
スギ間伐 A=0.59ha  
放置竹林除去 A=1.72ha



①間伐+竹伐採  
0.29ha  
スギ間伐 383本/ha  
竹伐採 5,000~本/ha

③間伐+竹伐採  
0.19ha  
スギ間伐 385本/ha  
竹伐採 5,000~本/ha

②竹伐採  
0.13ha  
竹 9,000~本/ha



④間伐+竹伐採  
0.11ha  
スギ間伐 391本/ha  
竹伐採 7,000~本/ha

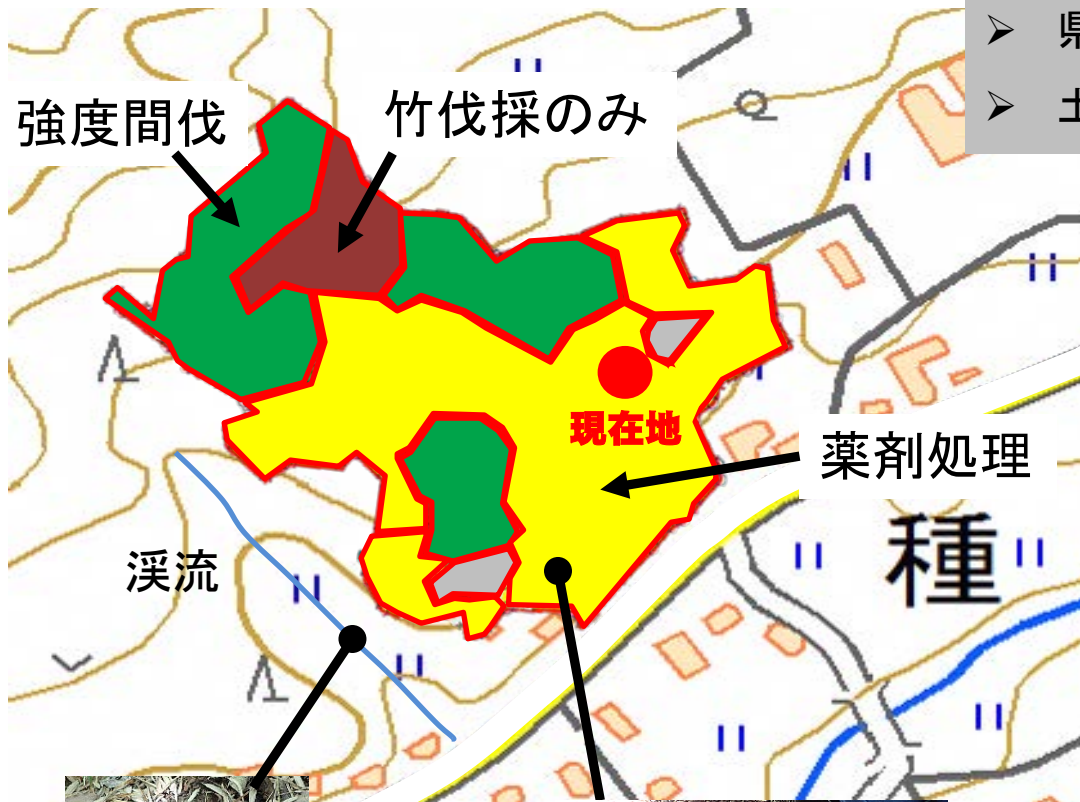
⑤竹伐採(薬剤処理)  
1.00ha  
竹伐採 9,000~本/ha



# 薬剤処理試験の概要

## (津幡町種地区)

- 林業試験場では、より高い抑制効果を示す除草剤による「切株注入法」を開発
- 県内3箇所で1ha試験地を設置
- 土壌、水の薬剤残留濃度を調査



水の残留薬剤調査



土の残留薬剤調査



### 調査結果

(単位: ppm)

区分	注入前 6月15日	数日後 6月22日	2週間後 7月3日	1ヶ月後 7月21日	1.5ヶ月後 8月3日
土壌	0.1未満	0.1未満			
渓流水	0.1未満	0.1未満			

# 平成29年度第2回いしかわ森林環境基金評価委員会 座席表

場所: 県庁14階1407会議室

西野 委員		丸山 委員長		有川 委員	
濱上 委員					田尻 委員
山岸 委員					中島 委員
米田 <small>担当課長</small>		坂口 場長		五味 課長	
				片山 次長	
				松田 課長	
				井上 <small>担当課長</small>	
庄田 補佐		横間 補佐		小谷 部長	
				山本 課参事	
				小谷 課参事	
				中垣 部長	
担当者					
報道席			担当者		

## 平成29年度第1回いしかわ森林環境基金評価委員会の概要

1. 日 時：平成29年8月9日（水） 13:00～15:00
2. 場 所：石川県庁1109会議室
3. 出席状況：委員12名
4. 議 題：(1)いしかわ森林環境基金事業の主な取組実績（平成24～28年度）  
(2)いしかわ森林環境基金事業の第3期（平成29～33年度）の取組内容  
(3)環境林モニタリング調査について
5. 委員会議事要旨（委員の主な意見等）
  - (1)いしかわ森林環境基金事業の主な取組実績（平成24～28年度）
    - ・里山こども園推進事業は大変によい取組であるが、参加者が横ばいであり、抽選にもれることが多く、採択の枠を拡充してもらいたい。
  - (2)いしかわ森林環境基金事業の第3期（平成29～33年度）の取組内容
    - ・建築士会では会員向けに冊子を発行しており、木造の非住宅建築の参考例などのパンフレット等をあわせて配布してはどうか。また、建築士にも森林や林業の現状を見学してもらえ取組を検討してはどうか。
    - ・木育や獣害対策等についてはインストラクター等の人材育成が必要であり、ソフト事業において、専門知識を有する人材育成をすすめていく必要があるのではないか。
  - (3)環境林モニタリング調査について
    - ・森林所有者として薬剤による竹の駆除法についての検討は是非ともすすめてもらいたい。
    - ・除草剤を使った竹の駆除法については、安全性について広範囲かつ長期に渡りチェックしていく必要があるのではないか。
  - (4)その他
    - ・森林環境税を県民がどれだけ理解しているのか分からないので、県民への認識を深めてもらう取組がもっと必要である。
    - ・獣害の問題の解決を図るには、農林水産部と環境部を統合した特別本部の創設が必要ではないか。
    - ・所有者不明の森林について、森林法の改正により林地台帳が整備されることになっていると聞いたが県の対応はどうなっているのか。

委員発言等への対応について

委員発言等	対応方針
<p><u>里山子ども園推進事業は大変よい取り組みであるが、抽選にもれることが多く、採択の枠を拡充してもらいたい。</u></p>	<p>H30年度当初予算において、配分増できるように調整中。</p>
<p>建築士会では会員向けに冊子を発行しており、木造の非住宅建築の参考例などのパンフレット等をあわせて配布してはどうか。また、建築士にも森林や林業の現状を見学してもらえる取組を検討してはどうか。</p>	<p>林野庁から配布されたパンフレット等を建築士会に情報提供をするとともに、30年度の「木に親しむまちづくり推進事業」におけるセミナーの中で、受講者に情報提供を進めるほか、林業の現場を見学するツアーの実施を予定。</p>
<p>木育や獣害対策等についてはインストラクター等の人材育成が必要であり、ソフト事業において、専門知識を有する人材育成をすすめていく必要があるのではないか。</p>	<p>今年度よりフォレストサポーター養成講座において専門家を招聘し、獣害対策講習会を開催する予定。</p>
<p>森林所有者として薬剤による竹の駆除法についての検討は是非ともすすめてもらいたい。 除草剤を使った竹の駆除法については、安全性について広範囲かつ長期に渡りチェックしていく必要があるのではないか。</p>	<p>再生竹の抑制対策は原則刈り払いによるものとするが、土地所有者や隣接所有等の同意を得ることや、除草剤を使用した旨を周知すること、モニタリング調査の実施に協力すること等の条件を満たす場合においては薬剤による竹の駆除法も実施可能なものとするよう検討中。</p>
<p>森林環境税を県民がどれだけ理解しているか分からないので、<u>県民への認識を深めてもらう取り組みがもっと必要。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民森づくり大会や森林環境実感ツアーの様子をまとめたテレビ番組等を通じて税事業のPRを図ること等を検討中。</li> <li>・県主催のイベント時や補助事業者は、事業実施時に税事業であることを周知することの要件化を検討中。             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)ハード事業の場合                 <ul style="list-style-type: none"> <li>整備後は、木製看板等の設置を義務化。(看板設置費用も補助対象とする。)</li> </ul> </li> <li>(2)ソフト事業の場合                 <ul style="list-style-type: none"> <li>県および補助事業者はイベントを開催するにあたり、のぼり旗等により環境税を財源としていることを参加者に周知させる。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

委員発言等	対応方針
<p>獣害の問題の解決を図るには、<u>農林水産部と環境部を統合した特別本部の創設が必要</u>ではないか。</p>	<p>近年、特にイノシシによる農作物被害が増加傾向にあることから、<u>日頃から緊密に連携を取りながら、部局横断で取組の強化を図っているところである。</u></p> <p>狩猟者の確保と育成を進めるとともに、捕獲檻や防護柵の設置に対して、積極的な支援を行った結果、被害が減少するなど一定の成果も上がっている。</p>
<p>所有者不明の森林について、森林法の改正により<u>林地台帳が整備されること</u>になると聞いたが<u>県の対応は</u>どうなっているのか。</p>	<p>今年度は加賀地方の各市町の林地台帳原案の作成を行っており、30年度は能登地方の各市町の台帳原案の作成を予定しており、平成31年4月から本格的に運用予定。</p>

# 竹林整備に関する現状と課題及び対応策について(案)

## ○現状と課題

- 侵入竹の伐採後に再発生する再生竹は、通常は数年間の刈払いを行うことで駆除可能だが、刈払い後も竹が再発生する箇所が一部存在。
- 事業者から再生竹の処理を簡便にできる対策について強い要望。
- 第3期から対策をはじめた放置竹林では、これまでよりも本数が多く、より省力的かつ効果的に竹の再生を抑制する対策が必要。

## ○今後の対応策案

再生竹の抑制対策は原則刈払いによるものとするが、以下の条件に適合する場合には、「切株注入法※」の適用を可能なものとする。

- ① 処理を実施する放置竹林の所有者、及びその隣接所有者の同意を得られること。
- ② 付近にタケノコ生産者がいる場合には、その同意を得られること。
- ③ 施工箇所及びその周辺に、除草剤を使用して再生竹の発生を抑制させた旨の周知を実施すること。
- ④ 施工箇所のモニタリング調査に協力すること。

※ 林業試験場において開発された、刈払よりも省力的かつ抑制効果が高い、除草剤により再生竹の発生を抑制する手法。

施工後の除草剤の残留調査を実施し、その安全性について確認済み。

# いしかわ森林環境基金評価委員会 設置要綱

## (設置目的)

第1条 いしかわ森林環境基金条例（石川県条例第41号）第1条に定める「いしかわ森林環境基金」（以下「基金」という。）を財源とした事業の成果を検証・評価するとともに、事業の継続や見直しの必要性について検討するため、「いしかわ森林環境基金評価委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、もって、同事業の透明性の確保と県民の理解増進にも資する。

## (検討事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討する。  
(1) 事業実績及び事業成果等の検証・評価に関すること  
(2) 事業の継続や見直しの必要性に関すること  
(3) その他事業の推進に関すること

## (組織)

第3条 委員会の委員は、市町長及び学識経験者、経済、社会教育、県民・消費、農林水産関係団体の有識者からなるものとし、別紙のとおりとする。  
2 委員会に委員長を置くものとし、委員の互選により選出する。  
3 委員長は、会務を総理し、委員を代表する。

## (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
2 委員の再任は、妨げない。

## (会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長は委員長があたる。  
2 委員長に事故があるときは、委員長が指名する委員がこれを代行する。  
3 委員長は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。  
4 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。  
5 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところとする。

## (議事内容の公表)

第6条 委員会は、原則として公開により実施し、議事内容は、議事要旨により公表する。

## (庶務)

第7条 委員会の庶務は、石川県農林水産部森林管理課において行うものとする。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員会で定めるものとする。

## 附則

この要綱は、平成20年6月9日から施行する。  
一部改正 平成24年4月2日